

平成 28年度 高松市事務事業評価表 (事中・事後評価)

事務事業名	西部クリーンセンター管理運営事業(破砕処理)		
部 局 名	環境局	課(室)名	西部クリーンセンター
電話番号	087-885-2722		

【事業全体概要】まちづくりの目標：人と環境にやさしい安全で住みよいまち

総合計画	政策	環境と共生する持続可能な循環型社会の形成		主体	市	
	施策	一般廃棄物の適正処理の推進		期間	平成 20年度～平成 27年度	
	基本事業	ごみの適正処理の推進		総事業費	3,016,009	
重点取組項目				特定財源	国	0
関連根拠法令等					県	0
事業区分		自治事務	種別	事中・事後	市債	20,800
事業種類		単独			他	957,356
				一般	2,037,853	

事業の概要
破砕ごみを適正に中間処理(破砕・選別処理)することにより、再資源化(リサイクル)と減容化に努め、最終処分にかかるごみ量の減量化・減容化を行う。また、施設の適正な維持管理・中間処理を行い、本市の環境保全と生活衛生の向上を図る。
・破砕施設(破砕能力 100トン/5h)

【事業の目的と指標】

対象	西部クリーンセンターに搬入される破砕ごみ(綾川町からのごみを含む)	対象指標名	
		破砕ごみの搬入量(トン)	破砕ごみの搬入量(立米換算)
手段	搬入された破砕ごみから手選別により有害物等を排除した後、破砕機により破砕し、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、風力選別機等により、鉄くず・アルミくず等の有価物、破砕可燃物、破砕不燃物、プラスチック類等に選別する。	活動指標名	
		破砕ごみ処理量(トン)	破砕ごみ処理量(立米換算)
意図	手選別により有害物等を排除した後、破砕・選別(中間)処理することにより、有価物の再資源化(リサイクル)と、ごみそのものの減容化を行い、最終処分にかかるごみ量の減量化・減容化により埋立地の延命化を図る。	成果指標名	
		破砕ごみ減容化率(%)	再資源化率(%)
結果	手選別により有害物等を排除した後、破砕・選別(中間)処理(一般廃棄物の適正処理)することにより再資源化(リサイクル)・減容化(埋立処分地の延命化)・コストの縮減を図り、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を推進する。	効率指標名	
		1万円あたりの破砕ごみ処理量(トン)	

【指標値および事業費の推移】

指標名	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	目標値	目標年度
対象指標	トン	8,636	8,405	8,290	8,590	平成 28年度
	立米	60,390	58,835	58,030	60,070	平成 28年度
活動指標	トン	8,439	8,038	7,929	8,590	平成 28年度
	立米	59,010	56,266	5,550	60,070	平成 28年度
成果指標	%	2.7	2.8	2.8	2.8	平成 28年度
	%	11.5	10.2	10.1	13.8	平成 28年度
効率指標	トン/	0.271	0.25	0.25	0.273	平成 28年度
トータルコスト	[千円]	318,435	321,411	326,626		
(事業費)	[千円]	294,905	297,423	301,676		
(職員人件費)	[千円]	23,530	23,988	24,950		

【環境変化等】

開始時周辺環境(背景)	現状周辺環境	今後周辺環境(予測)	住民意向分析
高松市、綾上町(現綾川町)、綾南町(現綾川町)、国分寺町(現高松市)のごみを処理するため、高松地区西部広域衛生施設組合において、高松地区西部広域クリーンセンターごみ焼却施設の敷地内に破砕施設を整備し、平成 9年 3月に稼働開始した。	平成 18年度の合併により新たに塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の 6町が加わった。これに伴い、ごみ処理量が増加した。	一般廃棄物処理基本計画によると、高松市の破砕ごみ発生量はゆるやかに減少していく傾向にある。また、現最終処分場の延命化のため、より一層の減容化が求められる。平成 29年度に破砕施設の基幹改良工事を実施する。	地元から、安全・安心な施設運転を確保するようとの要望があった。また、平成 21年 3月定例会の経済環境常任委員会において、ごみ処理に伴う更なる事業費の増加は、一般廃棄物手数料にも影響を及ぼすことから、設備機器の耐用年数や費用面について十分検証し、効率的な施設運用を図るようとの要望があった。

【妥当性評価】

1. 事業の実施主体として市の関与は妥当か
A 法令等により市が実施しなければならない 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、市町村による処理が義務付けられている。
2. 事業の上位目標である施策に貢献しているか
A 貢献度が大きい 施設の安全・安心・安定運転に努めるとともに、適正に中間処理（破碎・選別処理）を行うことにより最終処分量を減らし、最終処分場の延命化・リサイクルの推進を図らなければならない。これは、上位目標の一般廃棄物の適正処理の推進に貢献している。
3. 成果を上げるため、またコストを削減するため、対象あるいは意図（目指す状態）を拡充・縮小する必要があるか
A 必要性はない 本市の破碎ごみ全量の処理を、現状では、南部・西部クリーンセンターどちらか一方のみで処理することは不可能である。また、両センター間において有価物の売払い価格が異なること等から、両センター相互で費用対効果が高く、機器の安定操業等を考慮した処理量等を設定することが必要である。
4. 事業を廃止・休止した場合に影響があるか
A 影響は大きい 搬入ごみのすべてを埋立処理することは環境面、現埋立処分地等の容量から考えてもできない。
5. 市民協働の実施状況はどうか（どのような市民参画・市民活動との連携等を実施したか）
B 事業にNPO、市民団体等が参画している 一般廃棄物の処理は、市民生活に不可欠な事業であり、各地区で市民・関係団体などが協力して清掃活動が必ず実施されており、間接的に市民協働に深くかかわっている。

【有効性評価】

6. 事業の成果（成果指標値）を向上させる余地はあるか
B 向上余地が考えられる（中小程度） 破碎ごみ減容率については、これまで埋立処分していたものを含め再度見直しを行い、焼却できるものについては焼却施設の各機器への影響を考慮しながら最大限焼却することにより向上を図っている。また、再資源率については、受入時の手選別や機器の調整等により選別精度を高め、更なる向上を行っている。
7. 事業執行上の見直しを行ったか（昨年度何か業務の見直しを行ったか）
A 実施済み／実施する必要がなかった 運転管理業務委託について、破碎ごみ処理量の減少に応じた業務量とするよう見直し済み。また、南部・西部両センターで想定される処理量に合わせ、費用対効果が高く、機器の安定操業等を考慮した処理量等（南部から西部へ500t移す。）とする見直しを行い、引き続き実施している。
8. 成果目標値に対する実績値（達成度）はどうだったか
C 概ね達成できた 破碎ごみ減容率については、施設の適正な運転に努めることにより、目標に対し達成できた。再資源率については、ごみ質の変化により達成できなかった。

【効率性評価】

9. 成果を達成するための活動量（活動目標値に対する実績値）はどうだったか
C 概ね達成できた 破碎処理量については、当初（目標）搬入計画と比べて概ね目標を達成できた。
10. コスト縮減ができたか
C 少し縮減できた 26年度に比べて全体としては横ばいであったが、工事関係を精査し、コストの削減に努めた。

【一次評価】

評価区分	継続											
一般廃棄物の処理は市としての自治事務であり、安全・安心・安定した適正なごみ処理を実施している。しかし、本施設は稼働後20年を過ぎ、設備機器の老朽化が進む中、29年度は長寿命化計画に基づいた各機器の更新・補修を予定している。今後も、一層の効率的経営と埋立処分地の延命化が必要である。												
改革案												
内容	期待効果											
焼却できるものについては焼却施設の各機器への影響を考慮しながら最大限焼却することにより、最終処分にかかるごみ量の減容を図る。また、再資源化については、受入時の手選別や機器の調整等により選別精度を高める。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td rowspan="3">向上 維持 低下</td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	成果	向上 維持 低下	コスト			削減	維持	増加			
成果	向上 維持 低下			コスト								
				削減	維持	増加						
阻害要因	破碎後可燃物等の高カロリーごみの焼却量が増えた場合、焼却炉にどのような影響が生じるか危惧されるが、29年度に長寿命化計画に基づいた機器の更新補修により改善される。											

【二次評価】

評価区分	継続
ごみ受入時の選別精度を高めて、さらなる高資源化に努めるとともに、埋立処分していたものを見直して焼却できるものについては、焼却処理をすることによって、最終処分するごみの減容化・リサイクルの推進を図る。また、施設の経年劣化が進んでいることから、長寿命化計画に基づき、29年度に機器の更新補修を行う。	